

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第1回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和5年8月28日(月) 19時01分～21時05分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長、保健サービス課長
傍聴者数	14名	
配付資料	<p>次第</p> <p>資料1 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表</p> <p>資料2 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿</p> <p>資料3 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会への諮問について</p> <p>資料4 杉並区における子どもの権利擁護をより一層推進するための取組について</p> <p>資料5 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例及び審議会運営等について</p> <p>資料6 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会等開催スケジュール案について</p> <p>資料7 杉並区基礎資料</p> <p>資料8 区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組について</p>	
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 区長挨拶</p> <p>4 委員挨拶</p> <p>5 事務局紹介</p> <p>6 会長選出及び副会長選任</p> <p>7 審議会事項諮問</p> <p>8 議題及び報告事項等</p> <p>(1) 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例及び審議会運営について</p> <p>(2) 審議会の開催スケジュール案について</p> <p>(3) 検討用基礎資料について</p> <p>(4) 区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組について</p> <p>(5) 今後の進め方について</p> <p>9 その他</p>	

<p>子ども政策担当課長</p>	<p>定刻になりましたので、令和5年第1回子どもの権利擁護に関する審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりくださりまして、本当にありがとうございます。私は当審議会の事務局を担当いたします、杉並区子ども家庭部子ども政策担当課長の浅川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、この後の会長と副会長の選出まで代理で司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。これ以降は着座にて失礼させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿いまして進行させていただきます。</p> <p>今、開会を行いましたので、次第2「委嘱状交付」でございます。本来であれば区長からお一人ずつお渡しさせていただくところではございますけれども、本日は会議時間の都合により、席上配付で失礼させていただければと思います。ご確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、当審議会の委員は総勢14名になります。お一人まだ到着されていないのですけれども、本日ご出席ということでご連絡を頂いていますので、後程ご参加されると思います。</p> <p>それでは、3の「区長挨拶」に移りたいと思います。</p> <p>審議会の開会に当たりまして、岸本聡子杉並区長よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>区長</p>	<p>皆さん、こんばんは。杉並区長の岸本聡子です。日頃より大変お世話になっている皆様に、今日この区の子どもの関わる施策にご協力を頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>第1回の権利擁護に関する審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして、委員の皆様におかれましてはこの審議会の委員の職をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。公募による区民委員5名の方を含め、14名の方たちにお集まりいただきました。5名の区民公募というのは、審議会としては非常に多いと聞いております。また応募もたくさん頂いたと聞いておまして、子どもの権利擁護に関する皆様の関心の高さ、区全体の関心の高さを最初から見ることでできていますし、今日傍聴に来てくださった方もたくさんいらっしゃって、本当にありがとうございます。</p> <p>本審議会は基本構想の子ども分野の将来像に掲げた「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指して、本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために何が必要かをご討議いただくために設置いたしました。</p> <p>審議会を設置した経緯や委員の皆様をお願いしたいことなど、詳細につきましては、この後、諮問書をお渡しする際に改めて私からお伝えしたいと思います。</p> <p>まずは委員の皆様のご活発なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>続きまして、委員の任期について若干ご説明させていただきます。</p> <p>後程「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例」を改めてご説明させていただきますが、この条例の附則により当審議会は区長からの諮問に対する答申が終了した翌日に効力がなくなるということになっております。皆様の委員の任期は、委嘱の日付から答申日までとなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>後程全体のスケジュールのところでご説明させていただきますが、答申は来年、令和6年の6月頃を予定しております。</p> <p>次に、次第の4に移りたいと思います。</p>

	<p>まず、資料1をご覧いただければと思うのですが、委員名簿をつけさせていただきました。これから各委員、約1分程度で順番に自己紹介をお願いできればと思います。自己紹介の際にはお名前と、所属団体がございましたらその団体名、よろしければ子どもの権利擁護についてご自身のお考え、思いなどを一言付け加えていただければと思います。</p> <p>それでは、名簿の1番から順番に、右手の高木委員から、よろしくお願いいたします。</p>
高木委員	<p>ご紹介を頂きました荻窪在住の高木でございます。杉並区内の新泉小学校、泉南中学、それから都立豊多摩高校を卒業しております。</p> <p>所属団体としましては、荻窪法人会の理事、杉並法人会の監事、それから杉並区水泳連盟の参与をやらせていただいております。</p> <p>なりわいとしては、生損保の代理店の営業、それから行政書士をしております。</p> <p>それから、子ども関係でいえば、里子を養育している関係で、東京都養育家庭の会の副理事長を務めております。</p> <p>皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
谷村委員	<p>高円寺在住の谷村一成と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>仕事は介護職と行政書士をしております、中高生向けの教育支援を行うNPO法人みんなの進路委員会の代表理事と、グリーンバードというNPOの杉並区支部の代表で、中高生、子どもたちに関わっています。よろしくお願いいたします。</p>
田村委員	<p>田村恵子と申します。子どもが障害を持っておりまして、その障害者の団体として、NPO法人みかんぐみというところの理事を務めております。</p> <p>今回応募させていただきましたのは、私の子どもも含めまして、障害があるなどのマイノリティの子どもたちの権利とか、この審議会の中できちんと議論していただきたいと思ひまして、私もこちらに参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
増田委員	<p>増田亜子と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>通訳、翻訳の仕事をする傍ら、様々な境遇にある子どもたちとその養育者を支援する活動に関わっております。NPO法人国際子ども権利センターでは、子どもの権利を大切に育てる子育て講座とピアグループの講師とファシリテーターをしております。</p> <p>また、杉並周辺に限って言えば、中高生のための無料塾を開設しております。一般社団法人フリービーで子どもたちに勉強を教えながら、学校ですとか受験ですとか、将来の相談に乗っています。</p> <p>さらに、杉並区交流協会主催の子ども日本語教室では、こちらの資料にもありましたけれども、外国にルーツのある中学生を対象に日本語指導を行っています。</p> <p>子どもの権利条例を作成するに当たっては、このような外国にルーツのある子どもたちもそうですけれども、障害のある子どもさんですとか、不登校の子ですとか、独り親家庭の子、またLGBTQのお子さん、ヤングケアラーのお子さん、そういったいわゆる学校、社会ではマージナルな扱いを受けやすいマイノリティの子どもたちの声を聞くことが大変大切だと私自身考えておりまして、そういった気持ちから今回この委員に応募させていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
向井委員	<p>こんばんは。向井温夏と申します。ここまで皆さんの経歴を伺って、大変そうそうたる方たちがお名を連ねていらっしゃると思って、今、大変緊張が走っております。</p>

	<p>私は天沼在住です。特に申し上げるような肩書はないのですが、私の家族は夫と保護猫と私の3名で構成されておりまして、人間の子どもがおりません。当初この審議会の募集の話を知ったときに、子どもがいないのであまり関係ない、ほとんど関係がないというか、出る幕がないようなことかなと思ったのですが、はたと考え直しまして、そんなことはない。社会の片隅で生きている私のような者もできることがあるかもしれないし、関わってみたいと思って応募しました。</p> <p>仕事としては、認定NPO法人のスタッフをしておりまして、あと文筆と書籍等をつくる編集業をしております。</p> <p>この子どもの権利擁護に関して熱い気持ちを持っている仲間がいますので、仲間の意見も反映させながら、あとご近所の皆さんも巻き込みながら、区民の素朴な目線で関わってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
曾山委員	<p>杉並区立小学校PTA連合協議会から参りました曾山恵理子と言います。私は今、PTA連合協議会から来ておりまして、前年度会長を務めさせていただきました。</p> <p>というのも10年ぐらい前、長く杉並に住んでいる方はもしかしたらご存じの方もいらっしゃるかもしれないのですが、杉並で保育園を増やしてほしいということで、認可保育園を増やす運動があったというのは、ご存じの方もたくさんいらっしゃると思います。そこで私が中心になりまして、前の区長と話をさせていただいたりということがありました。</p> <p>当時は保育園に通う子どもたちは大体3割ぐらいだろう、幼稚園に通う子どもたちが大体7割ぐらいだろうと言われていたのですが、今年の1年生の子どもたちというのがほとんど、多分6割から7割ぐらいが保育園出身で、4割ぐらいが幼稚園出身。あと2年、3年ぐらいすると、幼稚園出身の子どもが大体3割ぐらいになるだろうということが考えられます。</p> <p>その中で、子どもの育ちということを私たちも考えなくてはならない。特に私たちPTAのところで考えていったときに、働く保護者が多くなってきて、PTAの在り方がどういう形になっていくのかということを考えたいと思って、PTAで活動してまいりました。</p> <p>というところで、子育て支援を事業としてもやらせてもらっていたり、ITのコンサルティングをやらせてもらったりもしているところから、この杉並で子どもがどう育っていくのかを長い間見守ってきておりますので、そこからまたこちらの子どもの権利擁護に関する審議会にも関わらせていただきたいということになりました。どうぞよろしくお願ひします。</p>
板垣委員	<p>杉並区立中学校PTA協議会から来ました板垣幸絵と申します。子どもが小学校の頃から、PTA活動をできる人ができるときにという形で、積極的にお手伝いをしてきました。</p> <p>親としても、子どもは常々別人格だということを認識しながら接するようにしています。こちらでいろいろ勉強させていただきながら、今までの経験を生かして、PTAの立場で意見を述べさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p>
佐野委員	<p>皆さん、こんばんは。私は杉並区立桃井第五小学校校長の佐野篤と申します。今、私は小学校長会の副会長をしておりまして、また杉並在住でもあります。荻窪小学校で4年、そして杉並第二小学校で6年校長をやっております、今年度桃井第五小学校に異動してまいりました。</p> <p>今年度から杉並区教育ビジョンの「みんなのしあわせを創る杉並の教</p>

	<p>育」を実現するために、「やさしさとしあわせのあふれる桃五小」ということでスローガンを決めまして、学校運営を行っているところです。</p> <p>学校の中でも「こども基本法」を受けて、子どもが主体となる、子どもが活躍できる、笑顔となる学校をつくっていかうということで取り組んでいきたいというところで、この会においても様々な角度からお話を伺い、また自分の糧にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
横田委員	<p>皆様、こんばんは。私は杉並区富士見丘中学校校長の横田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今年度中学校長会の副会長ということで、この場に立たせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私は杉並区在住ではないのですが、実は杉並で初任者から上がって、こちらに異動してきてはや 25 年、ずっと杉並で勤めさせていただいております。杉並の子たちのよさが本当に分かるなという感じです。</p> <p>昨年度「杉並区教育ビジョン 2022」の意見交換会で、私は前任校が松ノ木中学校というところだったので、そこで子どもたち、有志なのですが、CSの皆さん、そして教育委員会の皆様と意見交換をさせていただきました。子どもたちが思ったよりも活発に生き生きと話す姿を見て、本当にこちらにも元気をもらって、力強くたくましく育てている子どもたちを見て、本当に幸せだなと思っております。</p> <p>この審議会の中でも、そうした子どもたちの笑顔といますか、そういった気持ち、成長を願いながら、いろいろとお話をさせていただければと考えております。どうぞ皆様、よろしくよろしくお願いいたします。</p>
岡野委員	<p>皆様、こんばんは。民生児童委員の岡野陽子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私は一昨年まで青少年委員もやっております、中学校の保護者時代は一応 4 期 P T A 会長をさせていただき、最後に P 協の会長もさせていただきました。いろいろと P T A のことは存じ上げておりますので、よろしくお願いいたします。今、大宮中学校の学校支援本部と学校運営協議会にも在籍しております。</p> <p>また、自分の仕事としましては不動産事業をやっておりますが、カフェも経営しております、そこでプレジョブの受入れだったり、作業場の販売も月に 1 回やっていたりしております。</p> <p>そしてフリースペースもございまして、そちらでは子どもと親子で、虐待防止という意味も兼ねて造ったのですが、子どもを育てるには親御さんも心が豊かであればいけないということで、お母さんをケアしようということで、親子で夕飯会というのを何回か開催しておりますし、あとは合気道とかもやっております。そして保育園とか高齢者施設も誘致して、杉並区を盛り上げようとしております。</p> <p>ちなみに、妙法寺門前商店街の一員でございます。もしそちらのほうにお立ち寄りのときは、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>
横山委員	<p>東京人権擁護委員協議会の杉並地区委員会の横山です。</p> <p>今、人権擁護委員、杉並区は 13 名おりますが、5 名が弁護士、5 名が福祉関係、それから 3 名が教育関係ということで、私は教育関係で、和田小学校の校長をしております。</p> <p>今、東京法務局では人権相談、従来は電話と対面だったのですが、昨年からは L I N E 相談が加わりました。L I N E 相談というのは後で文章が残ってしまうので大変緊張するのですが、いいことは、それま</p>

	<p>では大人ばかりだったのですが、LINE相談になってから中学生とか高校生が結構相談に乗ってくるので、これはいい傾向だなと思っております。</p> <p>私は東京都では、同和問題研究委員会の委員をしております。同和問題というと、特に部落差別に限定しがちですけれども、今はそうではなくて、それも含めてアイヌ差別、福島差別、最近ではコロナ差別、いろいろな差別がありますので、その差別に取り組んでいくということで、今一生懸命やっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
若松委員	<p>阿佐谷北三丁目にあります、社会福祉法人聖友ホーム、児童養護施設聖友学園で施設長をしております若松弘樹と申します。</p> <p>施設業界では、今、子どもアドボカシー、意見表明権を大切にしようという動きが出ております。施設の子どものみならず、杉並の子どもの最善の利益を求めて活発な意見交換ができればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
野村委員	<p>東京経済大学の野村でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>弁護士でもありまして、専攻は行政法ということですがけれども、最近子ども法と言ったりもします。</p> <p>民間団体との関わりも結構あって、現在子どもの権利条約総合研究所というところの副代表をしたり、あと「さいたまユースサポートネット」の理事をしたり、「埼玉子どもを虐待から守る会」の理事をしたりしています。それから、ごくごく最近「子どもいじめ防止学会」を立ち上げたりということをしています。</p> <p>あと自治体では、子どもに関する条例には随分関わってきてまして、2000年に成立した川崎市の子どもの権利条例の策定委員が一番最初でした。近年ではやや陰で動きましたけれども、東京都の「こども基本条例」、中野区の子どもの権利条例、それから静岡県富士市の子どもの権利条例の策定に関わってきています。</p> <p>少し前には、西東京市の子どもの権利擁護の委員もやっていたし、現在は中野区の子どもオンブズマン、それから国立市の子どもの人権オンブズマンのスーパーバイザーということで働かせていただいています。</p> <p>弁護士としては、日弁連の子どもの権利委員会の幹事をしていて、特にいじめの問題のワーキンググループに入っています。いじめの重大事態の調査の委員の経験はかなりさせていただいています。現在も5つぐらい並行してやっています、皆さんご存じのところという、旭川市のお嬢さんが亡くなった事件の再調査の委員も現在したりもしています。</p> <p>そんなことで、期せずしてと言っているかもしれませんが、子どもの問題に関わるのが多くて、子どもの悲しい部分に関わる人が多いのですけれども、こういった審議会というのはむしろ子どもたちの生き生きした姿が見られるということで、こういう話があれば「行く行く」と言って楽しみにして、いつもできる限り呼ばれば参加するようにしています。</p> <p>在住は国分寺市で比較的近いので、足も運びやすく、皆さんといろいろな力を合わせてご議論できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
新藤委員	<p>上智大学の総合人間科学部社会福祉学科の新藤こずえと申します。</p> <p>私の専門は児童福祉論と障害者福祉論ということになっております。それから社会福祉士として、スクールソーシャルワーカーとしてお仕事</p>

	をさせていただいた時期もございまして、今の研究で実際の関心としては、貧困を経験している貧困状態の子どもであるとか、あと虐待を経験した子どもであるとか、不登校やいじめを経験した子どもたちなど、社会的に不利な状況にある子どもたちについての研究や実践に取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	委員の皆様、どうもありがとうございました。来年度までの長丁場になりますけれども、忌憚のないご意見をたくさん頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、次第5「事務局紹介」となります。お手元に資料2といたしまして、事務局の名簿をつけさせていただきました。順番に自己紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
子ども家庭部長	皆様、こんばんは。子ども家庭部長の山田でございます。長丁場になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	改めまして、当審議会の事務局を担当いたします子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部の管理課長も兼務しております浅川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
地域子育て支援課長	皆様、こんばんは。地域子育て支援課長の岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども家庭支援課長	皆さん、こんばんは。子ども家庭支援課長と児童相談所設置準備課長をしております三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
保育課長	皆さん、こんばんは。保育課長をやっております矢花と申します。よろしくお願いいたします。
保育施設担当課長	皆さん、こんばんは。保育施設担当課長の有吉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
児童青少年課長	児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長を兼務しております高倉と申します。よろしくお願いいたします。
学童クラブ整備担当課長	皆様、こんばんは。学童クラブ整備担当課長の千葉と申します。よろしくお願いいたします。
障害者施策課長	保健福祉部障害者施策課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。
保健サービス課長	こんばんは。杉並保健所保健サービス課長の太石でございます。よろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	今後、審議内容によりましては、今日出席させていただいた課長のほかにも所管の課長が随時参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。 では、次に次第6「会長選出及び副会長選任」でございます。会長は条例第4条第1項に基づきまして、委員の互選により定めることとなっております。自薦、他薦、問いません。どなたかご推薦、お手を挙げてくださる方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。 佐野委員、よろしくお願いいたします。
佐野委員	自薦ではなく他薦なのですが、これだけの方々の中から学識経験者で、しかもご経験や専門性の高い野村委員にやっていただくのがいいかなと、私自身は思います。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども政策担当課長	どうもありがとうございました。 ただいま野村委員を推薦する声が上がりましたがけれども、皆様ご承諾ということでよろしいでしょうか。
(拍手)	
子ども政策担当課長	ありがとうございます。拍手で承認ということにさせていただきたいと思っております。

	<p>それでは、当審議会の会長につきましては、野村委員にお願いすることいたします。では、野村委員、会長席に移動をお願いいたします。</p> <p>(野村委員、会長席に移動)</p>
子ども政策担当課長	<p>野村会長が席にお着きになりましたので、改めて一言頂ければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
野村会長	<p>皆さん、こんばんは。改めてどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど早口でいろいろと自己紹介をして、肩書ばかり並べましたけれども、例えば中野区の子どもオンブズマンであるとか、最近「東京都こども基本条例」に基づく様々な子どもの啓発事業に幾つも関わっていきまして、どちらかというと子どもと遊ぶことが結構多いです。それこそ卓球をしたりということもあるし、ワークショップで接したり、いろいろ議論をしたり、それがとても楽しくて、子どもたちの力を非常に感じる瞬間でもあったりします。</p> <p>当審議会はいろいろなことを検討するということになると思いますが、子どもの力も借りながら、あるいは子どもの意見も十分取り入れた上で、ここで目指すいろいろな成果を皆さんと一緒に出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>野村会長、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、副会長の選任に移りたいと思います。副会長は条例の第4条第3項によりまして、会長の指名でということになってございます。</p> <p>野村会長、指名をよろしくお願いいたしますと思います。</p>
野村会長	<p>そうしましたら、恐縮ですけれども、同じ学識経験者で新藤委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、野村会長から新藤委員のご推薦の声が上がりましたが、皆様、いかがでしょうか。</p>
(拍手)	
子ども政策担当課長	<p>ありがとうございます。では、拍手で承認ということにさせていただきます。</p> <p>では、新藤委員、副会長席によろしくお願いいたします。</p>
(新藤委員、副会長席に移動)	
子ども政策担当課長	<p>では、新藤委員からも一言お願いいたします。</p>
新藤副会長	<p>本当によい成果を出せるように、微力ですけれども、力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>新藤副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>これで、会長、副会長の選出が終了いたしましたので、これ以降の進行は野村会長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
野村会長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。改めて、会長となりました野村でございます。</p> <p>それでは、次第7になりますでしょうか。諮問を頂くということになると思います。区長からということでしょうか。</p>
区長	<p>杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 会長様</p> <p style="text-align: right;">杉並区長 岸本聡子</p> <p>杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について(諮問)</p>



	<p>杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 諮問内容 杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について</p> <p>2. 答申予定時期 令和6年6月 以上です。よろしくをお願いします。</p>
(諮問文手交)	
子ども政策担当課長	<p>どうもありがとうございました。会長、区長は席にお戻りください。それでは、岸本区長より諮問の趣旨、それから思いにつきまして、ご説明をさせていただければと思いますので、区長、よろしくお願ひいたします。</p>
区長	<p>改めまして、今、諮問をさせていただきました。</p> <p>本審議会に対し、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第2条の規定に基づき、杉並区における子どもの権利に関する条例の制定を見据えた上で、子どもの権利擁護を一層推進していくために必要な方策は何かについてご討議、ご議論いただきたく、諮問をさせていただきました。</p> <p>改めて、この審議会を設置した経緯や委員の皆さんにお願いしたい内容について、私から少しお話をさせていただきます。</p> <p>ここにとても立派な挨拶の原稿があるのですが、そこには国連の「子どもの権利条約」や、そして「こども家庭庁」の設置といった経緯も書いてあります。そういったことは多分皆さん本当によくよくご承知でここに臨んでくださっていると思ひまして、できればもう少し自分の言葉で最初言わせていただきたいと思ひ、この立派な原稿の前に少しお話しさせていただきます。</p> <p>皆さんの自己紹介をお一人お一人聞いておりまして、本当に様々な立場の方、経験の方が、子どもと共につくる地域社会のために、杉並区のために、今回ここに座ってくださっているということをととても力強く思ひました。</p> <p>先ほど増田委員が「マージナライズされやすい子どもさん」とおっしゃっていたのですが、マイノリティとマージナライズされやすいというのはどういうことだろうと考えていました。もちろんマイノリティの子どもたちといたら、これは大変共通するのですが、マージナライズされやすい、周縁化されやすい子どもたちの視点をきちんと入れていくことだとか、それ以外にも本当にここに集まった皆さんは子どもの様々な側面を見ていらっしやって、そしてその経験を、知見を生かしてくださるということを非常に強く共感しました。</p> <p>お隣の向井さんが、お子さんがいらっしやなくて、それでこの場にいらっしやって、「区民目線」とおっしゃったことも本当に大切だなと思ひています。まさに子どもの権利条例を私たちが見据えて、この会議体で議論を始めるのは、子どもの権利を擁護するということは大人が理解しなければいけない課題だということで、それはどんな立場の大人であっても、それを地域社会で考えていくきっかけ、そして進展に向け</p>

	<p>た議論となるということ私は強く思っていますので、本当に向井さんのような方がいらっしゃることは改めてとても大切だと。皆さん大切ですが、あえて申し上げたいと思いました。</p> <p>ここに私と共に一緒にいる職員は、主に保育や学童や、そしてこれは強調したいのですが、区立の児童相談所の設立に向けて奔走していて、そういった子どもをめぐる施策に関して本当に一生懸命頑張っている職員たちです。</p> <p>私が就任してまだ1年ですが、特にここにいるメンバーとは本当に度々議論をして、ほかもそうなのですが、どの課もそうなのですが、そう思って仕事に取り組んでいるという気持ちが伝わってくる、とても頼りになる職員たちですので、皆さんの議論を活発に支援していきたいと思えます。</p> <p>子どもの権利につきましては、様々な自治体で条例を制定する動きがありますけれども、私は条例を制定することは子どもの権利擁護の取組のゴールではないと思っております。</p> <p>この審議会においては「こども基本法」や「東京都こども基本条例」、他自治体の子どもの権利に関する条例を見ていただきながら、杉並区の子どもとともにという視点で、杉並区内の子どもの権利擁護の現状や今後について、活発にご討議いただくプロセスが大事だと思っております。</p> <p>区政の中で、今まさにこの審議会を設立することができまして、この議論が進んでまいるのでありますが、実はほかの様々な施策の分野で、例えばまちづくりについても、そして公共施設の再編についても、いろいろな議論が進んでおります。そして、子どもの居場所という大きな課題をこれから進めていくのですが、そういった様々な施策の議論の中で、1つこの子どもの権利擁護ということが、船でいうとかじを取っていくような、重要な指針になるのではないかと考えています。</p> <p>子どもの視点で区の様々なまちづくりや公共施設を見ていくと、違った姿が見えてくるのではないかとということが地域社会からもたくさん指摘されておりますし、区役所の議論の中でも実感を持って進んでいるという気持ちがございます。</p> <p>今日報告があると思えますけれども、先週の土曜日は早速第1回目の子どもの意見を聞くワークショップ「コロナ禍と子どもの権利」ということで、私も少しだけ参加させてもらったのですが、そういった議論を踏まえても、様々な施策の中で子どもの意見を聞いていくということを、職員は一生懸命学ぼうとしております。</p> <p>きっとこの審議会の皆様の議論が、そういった私たちの子ども家庭部を超えたところでも大変貴重で、満たされていくと思っておりますし、これがまさに条例を設置することがゴールではないという意味だと私自身は考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここでの皆様の議論を楽しみに職員と共に、ここの職員だけではなく、全庁的に楽しみに期待しております。よろしくお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>岸本区長、ありがとうございます。</p> <p>ここで区長は所用のため退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
(区長退席)	
子ども政策担当課長	では、会長、引き続きよろしくお願いいたします。
野村会長	それでは、議事に入りたいと思えますけれども、議事に入る前に一応定足数の確認であるとか、あるいは資料の確認等があると思いま

	<p>すので、事務局からまずお願いできればと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは定足数、その他資料につきまして、事務局からご説明させていただきます。</p> <p>まず、定足数の確認でございます。定足数につきましては、当審議会の条例第5条第2項によりまして、委員の半数以上の出席という規定がございます。本日は委員全員がご出席くださっておりますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>これまでに確認いただきました本日の次第及び資料1の委員名簿、資料2の事務局名簿。</p> <p>先ほど会長にお渡しした諮問書は、資料3としまして配付させていただきました。</p> <p>その他、資料4といたしまして「杉並区における子どもの権利擁護をより一層推進するための取組について」。</p> <p>資料5「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例及び審議会運営等について」。</p> <p>資料6「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会等開催スケジュール案について」。</p> <p>資料7「杉並区基礎資料」。</p> <p>最後になりますが、資料8「区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組について」を本日席上にご配付させていただきました。</p> <p>不足等はありませんでしょうか。何かございましたら、都度お声がけいただければと思います。</p> <p>次に、会議録に関するご説明をさせていただきます。</p> <p>会議録の作成のため、録音をさせていただいておりますので、録音した音声そのものは公表いたしませんので、ご了承いただければと思います。</p> <p>また、会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめてまいります。委員の皆様にも内容をご確認いただきまして、発言者のお名前も含めてホームページ上で後日公表させていただきます。</p> <p>会議終了後、おおむね3週間程度を目途に公表いたしますので、事務局から確認のご連絡がありましたら、どうぞご協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうしましたら、議題(1)「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例及び審議会運営について」ということで、これもご説明いただくということですかね。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、次第8「議題及び報告事項等」の(1)「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例及び審議会運営について」を、ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料4、カラー刷りのものをお手元にお出しいただければと思います。</p> <p>まず、審議会条例の説明の前に、当審議会の設置に至る経緯から説明させていただきます。当審議会につきましては、先ほど区長の挨拶にもございましたとおり、杉並区における子どもの権利に関する条例の制定を見据え、子どもの権利擁護をより一層推進していくために必要な方策は何かということの皆様にご議論いただきたいということで、令和5年第2回区議会定例会で設置の条例案を審議のうえ可決成立し、今回開催となった次第です。</p>

	<p>改めて資料4をご覧くださいと思います。</p> <p>子どもの権利に関する世界的な動きといたしましては、1989年に国連総会におきまして全会一致で採択され、我が国におきましては1994年に批准いたしました「国連児童の権利に関する条約」、「子どもの権利条約」と言われておりますけれども、これがございます。現在196の国と地域が締約をしております、国連関連の国々を上回る数となっております。</p> <p>子どもの権利条約には4つの原則がありまして、差別の禁止、子どもにとって最善の利益を考える、命が守られ成長できること、子どもの意見を尊重することとなっております。</p> <p>しかしながら、様々調査をいたしますと、子どもの権利条約について聞いたことがないという大人の割合は約4割、子どもも約3割ということで、認知度は低いということも一方では言われております。</p> <p>国では本年4月に「こども基本法」が施行されまして、「こども家庭庁」を創設し、いわゆる子ども施策を総合的に推進していくという流れは皆様ご存じのとおりかと思えます。</p> <p>また、東京都におきましても2021年に「東京都こども基本条例」が施行されまして、「子どもの最善の利益を最優先に」ということで基本理念を明確化した上で、子ども施策に係る総合的推進体制を整備していくということで規定が設けられました。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、本区では子どもの権利擁護を推進する取組といたしまして、基本構想の策定時に「子ども」という分野を設定いたしました。その将来像に「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」ということを掲げ、様々取組を進めているところでございます。こういった流れがお手元の資料に記載されておりますので、後程また改めてご確認いただければと思います。</p> <p>こうした背景を踏まえまして、子どもの権利擁護に関する必要な事項についてご議論いただくことによりまして、本区におきましても、子どもの権利擁護に関する取組について数多くの建設的なご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>今後の審議会において「こども基本法」や、他の自治体の子どもの権利に関する条例の理念ですとか内容を、ご確認いただくことになると思うのですが、先ほど申し上げました基本構想の「子ども」分野の将来像を実現するために、例えば先ほど区長が申し上げましたとおり、杉並区では条例が必要なのか、必要ならばどのようなものが一番いいのか、子どもとともにという視点から皆様にご意見をお出しいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、資料5に基づきまして、当審議会に関する条例の各種規定を改めてご説明させていただきます。</p> <p>当審議会の設置条例につきましては記載のとおり、設置目的や所掌等を各条文で記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>資料の裏面に、ポイントを記載しています。</p> <p>まず、審議会の運営に関してですが、これは条例第5条から第7条に当たります。</p> <p>審議会は会長が招集し、先ほど申し上げましたとおり、委員の半数以上の出席で成立いたします。</p> <p>審議会の会議は原則公開といたします。ただ、審議会の議決があったときは、皆様方にお諮りをした後に非公開とすることもできます。</p> <p>審議会につきましては、特定の事項について調査審議をするため、一</p>
--	---

	<p>部の委員の皆様によりまして部会の設置も可能となっております。</p> <p>審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くこと、また委員以外の者から必要な資料の提出も求めることができるという規定になってございます。</p> <p>続きまして、会議記録については先ほど申し上げましたとおり、会議録作成のために録音をさせていただきます。</p> <p>会議記録には発言者名を記載し、発言の要旨を記録する形でまとめまして、委員の方に内容をご確認いただいた後に、後程区の公式ホームページ上で改めて公開をさせていただくという手順になってございます。</p> <p>それから、傍聴についてでございます。今日はたくさんの方が傍聴に来てくださりまして、本当にありがとうございます。傍聴につきましても幾つかルールを設けさせていただいておりますので、委員の皆様にもご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、傍聴される方は皆様、傍聴人名簿に氏名と住所をご記入いただいた上で、審議の妨げにならないように、次の事項にご留意いただき、指定された席で傍聴をしていただきます。</p> <p>まず1点目、審議における言論に対して、拍手、鉢巻、腕章等の着用で、いわゆる意見表明をするのはやめてくださいということをお願いしております。</p> <p>その際、当然大声を上げるとか、大きな音を鳴らすというようなこともお控えいただくということが2点目でございます。</p> <p>3点目はいわゆる飲食等、特に食べたりとか、当然、喫煙もご遠慮いただいております。</p> <p>以上のほか、審議会の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないでくださいということ、会長はそのような行為を行った傍聴者に対して退場を命ずることができるということで、審議の妨げになる場合は、会長のご判断でそういった対応も取れるということの規定させていただいております。</p> <p>最後に、傍聴される方は審議会の決により許可を得た場合を除いては、写真・動画の撮影等はできないことになっているのですが、区議会を含めお申出があった場合に、会としてそれはいいですよということになれば許可をしております。</p> <p>本日も3件、録音それから撮影等のご希望がございましたので、これは許可をするということですのでよろしいかどうかご審議いただければと思います。</p>
野村会長	<p>どうでしょう。皆さん。</p> <p>録音は、最終的な議事録とそごが生じる場合がありますけれども。</p>
子ども政策担当課長	<p>その点をどういう判断でということですか。</p>
野村会長	<p>要旨で議事録を作成するのですよね。その辺をどう理解するかというのはあると思いますけれども。</p> <p>撮影は皆さん次第です。適当に撮っていただいて、SNSにアップしていただくのは、それはそれでいろいろな広報にもなるのでよろしいかと思っておりますけれども、あまり映りたくないという委員の方もおられると思うので、その点はどうでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>委員の皆様の中で、撮影は遠慮したい方とかはいらっしゃいますか。いかがでしょうか。特には大丈夫ですか。</p>
新藤副会長	<p>撮影された写真だとか音声だとかがどう使われるかというのが重要ではないかと思っております。</p> <p>この審議会自体が社会のいろいろな方に知っていただくことは重要</p>

	<p>かなと思うのですけれども、例えばある部分で切り取られたりですとか、今いろいろな媒体がございますので、そういったところを考えると、どういうふうに使われるのか、個人の範囲の中で使っていただくのか、例えばどこかにアップするときに例えば許可を得るだとか、その辺の枠組みみたいなものが決まっていたほうがいいのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。</p>
野村会長	<p>ご意見ですか。どうぞ。</p>
高木委員	<p>写真撮影はさほど差し支えないと思うのですが、動画は音と一緒に切り取られる。さっき副会長がおっしゃられたように、どういうふうに切り取られて使われるかというのが不明なものですから、それは、私自身は、きちんと出していただく前に発言した人に許可を求めて得るのであればいいのですけれども、適当にという言い方は変ですけれども、SNS上に載せられてしまって誤解を招くようなことがあってはいけないのではないかと考えております。</p>
野村会長	<p>録音・録画についてはご遠慮いただいて、静止画の撮影はよろしいという……。 どうぞ。</p>
向井委員	<p>発言中に失礼いたしました。 撮影に関してはもちろん賛成ではあるのですが、撮影時間、例えば冒頭何分と決めるとか、何か区切りがあるといいのではないかと思いました。ずっと撮影というのは、ちょっとどうかなと思いました。いかがでしょうか。</p>
野村会長	<p>そもそもこんな重要なことをいきなり問題提起されても困るなど。今、紙が回ってきたのですけれども、「動画同時配信（ライブ配信）の許可について（申請）」というのがあって、「誹謗中傷等の書き込みなど、審議会として相応しくない書き込みや、その目的で個人を集中的に撮影する等の行為を行わないこと」「撮影のため傍聴席を頻繁に移動するなど議事進行に影響がある行為や、傍聴席を撮影するなど他の傍聴人の迷惑となる行為は行わないこと」「審議会委員からの申し出等により、画像等が相応しくないと思われる場合は、会長の判断により撮影の中止と動画の削除を要請します」「当審議会の動画同時配信（ライブ配信）に関して、会長の要請に従わない場合は今後一切の撮影等を認めません」というものがあって申請書ということになっています。</p> <p>何を目的としているかということ、この静穏な議事進行こそが一番大事なので、あまりここに、これは駄目だとか、これは削除してくださいとか、そこでやめてくださいとかいうことにあまり神経を使いたくないので、動画と録音についてはご遠慮いただいて、静止画については時間というのがありましたけれども、その代わり静止画については適宜撮っていただくということはいかがでしょうか。どうでしょうか。</p>
子ども家庭部長	<p>区の審議会、附属機関における公開についてはこの1年の間でいろいろと議論がありましたので、そこをちょっとだけかいつまんで申し上げます。</p> <p>杉並区、情報公開については全国の自治体の中でもナンバーワンを目指そうということで、様々な議事、会議体などについては公開をしようということを進めているところではございます。</p> <p>もちろんこの審議会を含めて附属機関に、基本的には傍聴に入ってくださいということ。会議の秩序を保ちたいということで、先ほど担当から申し上げましたけれども、基本的には広く公開して傍聴に来ていただいて、まさに皆さんの議論を区民の方に開いていくということは大原則</p>

	<p>ということで、そこには事務局も、それから委員の方もご賛同いただけるのかなと思ってございます。</p> <p>議事録に関して、これまでかなり長い時間かけて、例えば2か月、3か月、4か月という時間をかけて公開していたのですが、そこをなるべく早く委員の方々にご協力いただいて、議事録は素早く公開をしていこうということもこの間進めてきております。</p> <p>撮影・録音に関しましては動画の撮影、同時配信も含めて、それぞれの審議会の特性ですとか、またそれぞれの審議会の委員の方々の思いですとか、今頂いたようなご意見もありますので、そこについてはそれぞれの審議会の会長の下でルールを定めていただいて、それを傍聴の方にもご理解、ご協力いただくということで進めているところです。</p> <p>区としてはもちろん公開という大事な原則がありながらも、今ご議論いただいたような内容で議事、皆様の中で合意が取れば、それらのルールづけということで傍聴の方にもご説明していくことになるのかなと思ってございます。</p>
野村会長	<p>というご説明ですけれども、ここの申請書の説明によると、ふさわしくないときはどうのこうのというのがあって、それを一々気を遣っていること自体がこの会議に集中できなくなるので、そうであるとする静止画はよいとしても、動画・録音等についてはご遠慮いただくということではよろしいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。</p>
高木委員	<p>私は賛成です。</p>
野村会長	<p>別に隠したりするとか、そういう意味ではないので、もちろん聞いてメモを取っていただくのは全然構いませんし、それなりにここで感じたことの雑感についてはそれぞれ配信していただいても全然構わないと思うのですが、それは傍聴者個人の自由だと思います。</p> <p>基本的に認める代わりに禁止事項があるようなものについては、何か起こったときに、それを禁止するということが自分が煩わしいというのがありますし、議論に集中できないということもあるとすれば動画及び録音についてはご遠慮いただいて、静止画については適宜お撮りいただくことでお認めするということがよろしいかと思えます。</p> <p>では、そういうことで進めたいと思います。ありがとうございました。次は何でしたか。</p>
子ども政策担当課長	<p>審議会の開催スケジュール案でございます。それでは、資料6をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>当審議会につきましては、本日第1回目ということで、主な審議内容を記載のとおりとして、進めさせていただいているところでございます。</p> <p>来年6月に答申というお話を冒頭させていただいたかと思うのですが、年度内には5回、令和6年度に入りましてから2回、開催させていただければと思います。</p> <p>これはあくまで事務局の案ですが、主な審議内容につきましては、こういったところが今後の流れになるのかなというところで、ご参考までに記載させていただきました。</p> <p>この内容につきまして、何かございましたらご意見等々いただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これは今後進行する中でいろいろ検討していけばいいので、ここでいろいろ議論しても仕方がないなと思っていますので、それでよろしいですよ。</p> <p>ただ、1つご提案があるのですが、「その他」のところでは第2回</p>

	<p>の開催候補日を書いてあって、9月26日と9月28日の2日間のどちらかはいかがでしょうかという選択になっているかと思います。これは平日の開催で、時間が多分今日と同じ時間ということ想定していると思うのですが、子どもが参加することを前提としない時間帯になっているので、ちょっとふさわしくないかなと思っています。</p> <p>それで、私の予定で大変恐縮ですが、例えば10月7日、10月8日の午前中などというのはいかがでしょうかというのを今、この段階で提案しておきます。後で皆さんにお聞きできればと思います。なかなか土日などがうまく私も空けられることができなくて、10月7日、8日の午前中であれば何とかできるので、その点、予定を見ておいていただければと思います。これは最後の「その他」のところで、皆さんにお諮りしたいと思います。</p> <p>それでは、「検討用基礎資料について」というのが資料7ですかね。杉並区の基礎データについて、共通認識とするということでご用意いただいたものかと思います。</p> <p>では、この説明をよろしくお願いたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは、資料7「杉並区基礎資料」についてご説明させていただきます。</p> <p>本区の子どもに関連した統計等を抜粋して「杉並区基礎資料」としてまとめ、審議に関する基礎データとして今回ご配付をさせていただきました。</p> <p>中をおめくりいただきますと、目次のところに23区の人口に対して杉並区の人口・世帯数ですとか、合計特殊出生率、その他区の子どもの状況ということで、認可保育所等の利用児童の申込者数、それから小学校・中学校・高校まで含めてということで、様々なデータを記載させていただきました。今後のご議論のご参考としていただければと思います。</p> <p>また、本年8月8日から9月8日まで、「子どもと子育て家庭の実態調査」を、無作為抽出で1万4,000名の区民の皆様をお願いをしております。</p> <p>先ほどお示した資料7は数値的なものですが、この調査は区民の皆様の意識を尋ねるところに重点を置いておりまして、子どもの権利に関する設問を5問ほど交ぜて行っております。</p> <p>速報値を、おおむね10月上旬か中旬ぐらいにまとめる予定でございますので、その頃に改めて皆様にご報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>野村会長</p>	<p>ありがとうございました。以上でございまして、簡単に終えていただきましたけれども、この資料としては結構重要なので、杉並区がどういう状況の区なのかということ、皆さん杉並だから大丈夫ですかね。私、杉並ではないので、なるほどと思っちらちら見ていましたけれども、人口はこの辺なのかというのが1ページに出ていて、世帯数が少しずつ伸びているのかというお話と、外国人人口については増減を繰り返しているということですが、こんな形になっているというのが3ページ。どこの国が多いのかということに、少し特徴もあるようには感じました。</p> <p>それから、合計特殊出生率については、全国平均値は出ていないのかな。杉並区だけなので、0.96ということは1を切っているということですよ。なので、合計特殊出生率としてはかなり低い位置になっているということが見て分かりました。</p> <p>それから、待機児童数については、申込者数と利用者数が大体プラマ</p>



	<p>イゼロになってきたという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それから、子どもの数、小学校の児童数については大体変わらず続いているということが見てとれました。中学生についても若干増えているのでしょうかね。高校生徒数はほぼ横ばいのように見えました。</p> <p>それから、学童クラブ・児童センターについては待機児童数が増減していて、分かりにくい感じではありますが、ということがあります。</p> <p>それから、医療的ケア児については、近年医療的ケア児に関する法律もできたりということもありますが、増えているということが分かります。</p> <p>戻りますけれども、児童館の利用者数は、コロナが 2020 年度に入っているので減っているのかなと思いますが、現在の状況が分からないのかなと思います。</p> <p>それから、児童虐待については全国とほぼ同じかなと思います。</p> <p>それから、要保護児童・要支援児童・特定妊婦についてはどう評価しているのか分かりませんが、平成 29 年頃から要保護児童については増えているということが分かります。</p> <p>などという具合に、杉並区の基礎資料は結構重要なので、お手元に持っておくとよいのかなと思ったりもします。改めてデータで見ると、こういうことかということが分かりました。また、皆さんのほうでこういうデータが欲しいということがあれば、ご要望を出していただければ、あるかないか分かりませんが、あるものについてはいろいろとりそろえていただけるかなと思います。</p> <p>この辺、いかがでしょうか。杉並区というのはこういうところだというのがデータ外で、データはこうなっていますけれどもみたいな感じで何かご紹介いただける方がおりましたらお願いできればと思いますけれども、どうでしょう。</p> <p>では、よろしく申し上げます。</p>
曾山委員	<p>データ外でご紹介という形ではないのですが、合計特殊出生率を拝見して割とびっくりしております、意外と低いのだなとすごく思っております。</p> <p>調べたところ、23 区唯一の消滅可能性都市と言われる豊島区の合計特殊出生率が一番低いとき、2014 年に 0.81% だったということです。それが今現在、0.99% まで回復しているということです。実は今は杉並のほうが高いということがちょっと調べて分かりましたので、自治体の皆さんが子どものためにと施策を一生懸命打って、これから子どものためにと考えて、すごく熱心にやろうと思っているところだと思うのですが、これから親になろうとしている人に、未来の保護者に、ぜひ何かこういう施策をやっているのだよということを届けていただけたらいいなと、何となく願望として思ったところでした。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>豊島区、私は青少年問題協議会の会長もやっていたことがあって、消滅自治体と言われたのが相当ショックだったみたいで、かなりてこ入れをしたように聞いてはおります。</p> <p>確かに 0.96 は相当低いですね。杉並区に来て子育てがしたい、生まれて杉並区にずっと住み続けたいということが結構大事だと思うのですが、そんなことが子どもの権利とも関わると思いますので、またこの点も皆さんといろいろな形でご議論できればと思います。</p> <p>ほかにかがででしょうか。よろしいですかね。またおいおいいろいろなことに気がつかれましたら、その都度ご発言いただければと思います。</p>

	<p>それでは、「区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組について」ということをご紹介いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、資料8をご覧くださいと思います。</p> <p>取組名称としましてAからDまで、左から掲げています。これを順にご説明させていただきます。</p> <p>まずAの部分ですけれども、この審議会での議論に先立ちまして、区でも区立の小・中学校の子どもたちとの意見交換、意見聴取ができないかということで取り組んだものでございます。</p> <p>取組概要と方法につきましては記載のとおりで、先ほど両校長からお話があったかと思うのですが、「杉並区教育ビジョン2022」について昨年度、教育委員会が子どもたちから意見を聞きました。その事業スキームといいますか、手法を用いまして、今回は子どもたちから、子どもたちのいわゆる権利についていろいろ聞けないかということで取り組んだものでございます。</p> <p>実は7月11日、火曜日、佐野委員の学校ですけれども、桃井第五小学校の6年生の1学級を使って、テーマを設定しまして、そこでいろいろご意見を頂き、7月20日の木曜日は高円寺学園、施設一体型の小中一貫教育校の9年生、いわゆる中学3年生全員で、仮に杉並区で条例案をつくるとすればどんなことを入れてほしいのかということを考え、様々ご意見を頂いたところでございます。</p> <p>もし差し支えなければ、佐野委員から桃五小での意見交換会の様子について一言頂けるとありがたいと思うのですが、お願いしてよろしいですか。</p>
佐野委員	<p>それでは、本校で行った意見交換会について少しお話をさせていただきます。</p> <p>まず「子どもの人権」という言葉を小学生に言っても、「子どもの人権って何だろう」とか、それから「子どもの幸せって何だろう」という、子ども自身にまず考えてもらうことも、とても重要なこと。</p> <p>まずそこでは、弁護士の山下敏雄先生に、子どもの人権とはどんなことなのかということでお話をさせていただきました。</p> <p>人権は人として尊重されることなのだよというお話と、いじめが駄目だというのは人権を傷つけるから駄目なのだよということ、それから大人だけでなく子どもも人権が守られるのだよということをお話していただいて、その後、みんなが安心できる場所はどこだろうということ、クラスの中で話し合いをしてもらった。</p> <p>また、今の子どもたちは自分の意見が言えるのかなとか、どんなことを考えているのかなということ事務局の方にも知っていただくということで、その話し合いを聞いていただいたという状況です。</p> <p>「子どもが安心できる場所は」と言ったときに、結構自分の好きなものがあるところとか、自然があるところとか、友達や仲間がいるところ、または自分が1人でいられるところ、トイレやお風呂だとか、そういうところが好きですみたいな形で6年生は答えていました。中には、おばあちゃんに会える気がするからという理由でお墓が安心できるみたいな子もいて、本当に感じ方というのは人様々なのだと感じました。</p> <p>続いて、どうしたら自分が今いる教室が安心できる場所になるかみたいなことを子どもたちに考えてもらいました。そうしたら、教室を自分の部屋みたいにするとか、好きなものや落ち着くものを置くとか、安全できれいな教室を心がけるとか、みんなが相談に乗ってくれるところにするとか、あとは自分の居場所があるかということも挙げていまし</p>

	<p>た。</p> <p>その後、自分の家だったり6年3組は本当に安心できる場所かなというところで、どういうところを考えていったらいいのかということも話し合ったりしました。そうしたら6年3組の子どもが、先生が大きい声で怒るから安心できないみたいなことを正直に言ってくれて、いやいや、先生はクラスみんなが5分早く帰るために掃除の時間を短くしたいから、協力してほしいと子どもに頼まれたから、先生がみんなに注意というか、そういうのを与えているみたいな話をして。</p> <p>でも、子どもたちの中には、そういうふうに言われるのはいいのだけれども、そんなに大きな声は出してほしくないみたいなことを言ったり、ほかの子どもたちは、いやいや、先生は自分たちのクラスのためにそういうふうに声をかけてくれているのだから、それは仕方ないのではないかみたいなことで、思ったよりも自分の意見を、先生がいたとしても、そういうふうに言えていたということは私もびっくりだし、周りの人たちも、意外に今の子どもたちは自分の思いやそういうのを自分らしく語るができるのですねみたいな感じの印象を持たれてくださいました。</p> <p>最後に、それぞれのまとめの中で、安心できる場所がみんなそれぞれ違ったり、同じだったりしていることもあるのだけれども、それでも卒業までにこの場所がもっともっと安心できる居場所にしたいという意見だったり、意外に自分たちが思っていることを言えたので、とてもいいクラスだなと自分たちが思ったり、そんな話合いの中で気づくことができました。</p> <p>この話し合い、意見交換会を聞きながらもう1つ思ったことは、子どもの権利条約または子どもの権利について、まだまだ子どもたちはどんなことが、自分たち子どもの権利があるのかというのを分かっていない状況ですよね。ですので、そういうことを少しずつ子どもたちにも、こうしていいのだという権利を分かってもらうことが大事なかなと思いました。それは今、6年生の状況でもそうなので、もっともっと低学年になってくれば、子どもたちは自分たちの権利があまり分からない状況の中で、少し学校の中でもいろいろなことを伝えていきたいなと感じたところです。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>佐野委員、どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、B以降の取組をご説明させていただきます。</p> <p>Bにつきましては、区が主催するワークショップを開催して、様々な意見、声を聴いていこうという取組でございます。</p> <p>Aの取組を今回は小学校1校、中学校1校で行いましたので、中高生、特に高校生の子どもたちを対象とした機会を設けられないかということで設定いたしました。</p> <p>記載のとおり、実は1回目は一昨日の8月26日土曜日の午前中に、この本庁舎で実施しました。広報等で様々お声がけをしたところ、中学生・高校生合わせて16名の方が手を挙げてくださいました。</p> <p>当日所用で1人欠席だったのですけれども、15名の子どもたちが「コロナ禍と子どもの権利」というテーマでグループ毎に議論をしまして、いろいろな意見を出していただいたところです。本当にその日初めて会ったということだったので、たくさんいろいろな意見を出していただきまして、私ども区の担当としても驚きとともに、子どもたちはこんなことを考えているのだというのを非常に強く感じたところです。</p> <p>この取組の今後の実施予定等につきましては、後程、この後半の部分</p>

	<p>で説明をさせていただければと思います。</p> <p>Cにつきましては「子ども日本語教室における意見聴取」ということで、実施概要・方法につきましては記載のとおりでございます。この教室は区が関わっておりまして、帰国児童及び外国人児童を対象としたいいわゆる日本語教室でございます。7月18日火曜日の中学生の教室、これは教育委員会の済美教育センターの教室を使っているのですけれどもここで、19日は区の交流協会の小学生の教室で実施に向けた打合せを行いました。増田委員もこの日本語教室にご協力くださっていると聞きしておりますが、こちらの教室の子どもたちにも、今いろいろ考えていること等を、個別に意見を聴取してまいります。</p> <p>Dのご説明をさせていただきます。先ほども申し上げました「子どもと子育て家庭の実態調査」を、8月8日から9月8日までやっているのですけれども、資料の裏面に記載した子どもの権利に関する設問を入れています。今回の無作為抽出1万4,000名をお願いをしているところでございますけれども、集まったものに関しましては後日皆様方にお示しさせていただいて、今後のご議論の参考にしていただければと思います。</p> <p>下段のほう、今後の取組について若干ご説明をさせていただきます。まず「A～Dの取組の9月以降の実施予定」ですが、Aの部分、区立の小・中学校につきましては、記載のとおり、あと4校手を挙げていただいています。それぞれ学校ごとに個別に相談をしまして、どういった形で子どもたちから意見を聴取していこうか、どういう形が望ましいのかというところを各学校と相談しながらやっていこうと考えております。</p> <p>Bのところは最後にしまして、Cですが、記載のとおり、講師による聞き取りですとかアンケートを行う方向で、実施時期を含め事務局で様々調整しているところでございます。</p> <p>Dにつきましては先ほどご説明させていただきましたとおり、10月上旬から中旬に、一定程度が速報値として結果が出てきますので、改めて皆様方にご説明をさせていただければと思っております。</p> <p>最後にBですが、第1回目は区がこういった形がいいのではないかとということで実施した取組です。後程区のホームページ等で議論した内容や様子をお知らせさせていただければと思っております。今後、このワークショップをどのような形でやっていくのかということについても、委員の皆様から希望やご意見を頂ければありがたいと思っております。</p> <p>一番最後の下段のところをご説明させていただきますと、子どもからの意見聴取の取組につきましては、区におきましても上記A～Dの着手済の取組以外の意見聴取も様々検討しているのですけれども、この審議会における審議会独自の意見聴取の取組ですとか、今後区が実施、取り組んでいくところと連動した意見聴取の取組について、ご提案等がございましたら、ぜひその辺りもご検討いただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問等、ありますでしょうか。</p>
板垣委員	<p>資料8で意見聴取の取組ということだったのですけれども、CとDについてはちょっと困っているお子さんの意見を聞けるというところでもとてもいいと思うのですが、AとBについては、どちらかというところで楽しくやっているお子さんたちという感じで、今、杉中P協でも不登校のお子さんとか、思春期で体調を崩しやすいお子さんで学校に来づらいついとか、そういった子がかなり増えてきているということがありまして、そういった子どもの意見を聞くという手段もあると、特に困った子たちからの意見を、ほかにもいろいろ困っている方がいらっしやると思</p>

	うのですけれども、そういった子どもの意見を吸い上げていただければありがたいなと思いました。 以上です。
野村会長	ありがとうございます。今後検討の、課題の1つとして考えていければと思います。 ほかにいかがでしょうか。
向井委員	例えば聾者の方ですとか、視覚障害をお持ちの方に対するの検討はされているのでしょうか。
子ども政策担当課長	今の向井委員がおっしゃったような検討というのは、正直に申し上げますとまだ行ってはいないのですけれども、そういったご意見がございましたら、今後関係機関と調整した上で、可能な限り取り組んでいきたいと思っております。
向井委員	ぜひそういった、なかなか出てきにくい方たちに、恐らく特別に機会を設けたほうが出てきやすいかなと思うので、検討したい事項です。
野村会長	<p>検討するというか、当然やらなければいけないことだと思います。特にアンケート調査なんかの場合には、かなり統計的な結果だけになってしまうので、いわゆるマイノリティの子どもたちの意見というのはなかなか出てきにくいので、そこはいろいろ個別にお話を聞いていくとか、そういう工夫が必ず必要になってくると思いますので、課題というか、どこに組み込むのかということをもろ検討していければと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>では、またいろいろ具体的に決めていければと思いますが、(5)「今後の進め方について」ということで、議論をしたいと思っています。</p> <p>結構時間がたっているのですけれども、一応私、有識者ということなので、会長ではなく有識者ということで勝手に資料を用意してきたので、お配りいただいて。有識者として出席を求められると、大抵何か報告しろということが多いものですから、そういうものだろうと思って用意してしまいました。</p> <p>今どういう状況なのかということを通理解として持っておいたほうがいいかなと思って、簡単にお話をさせていただければと思います。</p> <p>まず「子どもをめぐる現状」というのは、先ほどの杉並区の基礎資料なんかも出ていましたし、いろいろなデータがあるのだと思います。それに触れていくと時間が足りませんので、そういう立法事実というのは結構重要なお話ですということ、そこは割愛させていただきます。</p> <p>それから、先ほど冒頭のご報告にもあったと思うのですが、近年「こども基本法」が制定されたということは、大変重要な要素かなと思っています。「こども基本法」は昨年6月に制定されて、今年の4月1日に施行されていますが、「子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが」云々ということをも目的とする法律として定められたことにご存じかと思っています。</p> <p>当時、国会で議論されているその前後でしばしば言われていたのが、「こどもまんなか社会」という言葉でした。この「こどもまんなか社会」とは何かということについては、必ずしも最初明らかになっていなかったのですけれども、6月20何日かの衆議院内閣委員会の国会質疑の中で、当時の担当大臣の野田大臣が「こどもまんなか社会とは何ですか」という質問に対して答えられた答弁があります。</p> <p>これは結構重要だと思いますので、ここに挙げておきました。「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を</p>

確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています」と言われていて、いわば政府が子どもの権利についてこれほど踏み込んで説明されたのは、多分初めてだったと思います。なので、かなり本気度を感じる答弁かなと思いましたので、ここに挙げさせていただきます。

この「こども基本法」が制定される背景としていろいろなことがあるのですが、国連・子どもの権利委員会からずっと包括的な子どもの権利に関する法律の制定の必要性ということが言われ続けてきました。もちろん「子どもの権利条約」は皆さんご存じのとおり、先ほど一般原則についても説明がありましたので割愛しますが、国連・子どもの権利委員会は5年に一遍、条約締約国の審査を行っていて、日本は2019年に第4、5回というのが最後です。私はここにも参加しています。なので、5回あったというか、4、5回が合併になったので4回なのか、ちょっと微妙なところですが、その4、5回までの審査の中で、子どもに関する包括的な法律の制定が重要ですよということがずっと言われ続けてきたことが背景にあるし、政府が法案を提出するときに、これが立法事実の1つであることは説明されているということになります。

次めくっていただくと、「こども基本法で定められていること」ということで、そこに挙げておきました。「こども基本法で」は子ども施策を推進して、子どもの権利の保障を行うということですが、その子どもの施策の基本理念として、そこに挙げてあるものが挙がっています。そこで下線が引いてあるのが、「子どもの権利条約」の一般原則について触れられている部分です。差別の禁止、生命・生存・成長・発達について、子どもの意見の尊重、それから最善の利益というものがこの法律の中でも触れられていて、基本理念として掲げられているというのはとても重要だということです。

それから、この子ども施策を実施することがとても重要で、国及び自治体は子ども施策をこの基本理念にのっとり、この秋に国の「こども大綱」が出ると思いますが、さらに自治体が子ども計画をつくって、それに基づいて総合的にこれを推進していくことが重要だとされています。

そして、さらに重要なのが「こども基本法」第11条というところで、「国及び自治体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」となっていて、これが唯一自治体に対して義務づけている規定です。あと、努力義務というのが幾つかあるのですが、絶対にやいなさいと言っているのはこの規定で、つまり子どものことを決めるときには、子どもの声を反映させるためのその措置を必ずやってくださいというのがこの法律上の規定で、とても重要な規定かなと思っています。こういった「こども基本法下の自治体の役割」というのをまとめておきましたけれども、子どもの権利を守り、促進するために、子ども施策を総合的に実施することが大事であるということです。

子ども施策のほとんどは、実は法律に定めがあります。だけれども、その実施権限はほとんどが区市町村です。都道府県というよりも、区市町村にあるということになります。なので、子ども施策を総合的に実施するということは、地方自治の力にかかっているということになるのか

と思います。

国は縦割りの弊害をなくすということで新たに「こども家庭庁」を設置しましたけれども、考えてみれば自治体はこれまで国の省庁に倣った行政組織になっていて、その意味では自治体も子ども施策を総合的に実施するための組織体制を整えなければいけないだろうと思っています。

それからもう1つは子どもの意見を反映させるための仕組みを整えることが重要であるということ。それから、子ども施策が子どもの声を反映したものとして、子どもに総合的に届いているかどうかを評価・検証する。つまり、国は法律で定めてやってくださいねと言っていますが、実際にやるのは自治体なので、自治体はちゃんとそれができているかどうかということを検証するのは自治体の責任になってきますので、これをきちんとやる必要があるかと思っています。

それから、子どもの権利及び子どもの権利条約の普及・啓発を行って、子どもの権利侵害を防止するとともに、子どもの権利の救済を図る仕組みを整えること。これもまた重要であると考えられています。

こういう仕組み等々を整えるということになると、「こども基本法」では理念的にこうすべきだということは書いてありますけれども、実際にこれに取り組もうという場合には自治体で、特に条例でこれを根拠づけて仕組みを整えていくことが非常に重要だと、そういう局面にあるかなと思っています。

なので、条例をつくることがゴールではない。条例をつくることを念頭に置いてここの審議を進めるということですが、条例をつくるということが1つのスタートとして、とても重要な状況に法制度上もあるということは確認しておければと思っています。

そういうことと併せていろいろ自治体の取組があって、2000年に川崎市の条例ができますけれども、現在約64の自治体が総合条例という形で、子どもの権利条例あるいは子ども条例というものをつくっています。東京都内でいうと、制定順ですけれども、目黒区、豊島区、小金井市、世田谷区、西東京市、江戸川区、中野区、武蔵野市というふうに、特に中央線沿線、結構できてきているということになろうかなと思います。

それから、東京都は2021年3月に「こども基本条例」を制定しています。これも自民党・公明党の提案で、かつ全会派一致で可決したということで、国の「こども基本法」も含めて、政権与党がかなり力を入れて、かつ野党も併せて、東京都の条例を見ると、全会派一致で制定することがあるということが見られるのが最近の特徴かなと思います。

あと、資料として総合条例の一覧表であるとか、私が自治体の役割について書いたものがありましたので、併せてつけておきました。参考にさせていただければと思います。そんなことをちょっと念頭に置いていただければいいかなと思います。

今後の進め方ということで少しご議論いただく必要がありますが、1つは条例制定をどう考えるのかということ。私は制定することをスタートにしたほうがいいということで今日ここに紹介させていただきましたが、皆さんいろいろご意見もあると思いますので、ご意見を伺えればということ。

それから、「こども基本法」11条で、子どもの意見を反映させる仕組みをつくらなければいけないと。仕組みをつくっても、子どもが意見を言う雰囲気であるとかということがなければ形骸化するだけなので、大事なことはその仕組みはつくるにしても、子どもが意見を自由に言える。先ほどの子どもからの意見聴取の取組のBですね。ワークショップを

	<p>土曜日に実施しています。これを継続的に実施したらどうかという提案を、もう1つさせていただければと思います。</p> <p>確かにここに参加している子どもたちは非常に自分で意見を言いたいと思っている子どもたちですけれども、例えば私が川崎市で子どもの権利条例をつくったときの経験からすると、確かにそういう子どもたちが集まってくるのだけれども、その子どもたちも自分たちが代表だとは思わないという発言をしていて、むしろここで意見を言えない子どもたちの意見を自分たちで聞きにいかなければいけないという工夫もしてくれて、いろいろなところに子どもたち自身が意見を聞きに行くという取組もしてくれたりしています。</p> <p>なので、もちろん大人がなかなか声が届かない子どもたちの意見を聞く工夫というのも大事ですけれども、子どもたちのほうからもそういう提案があれば、もっと層の厚い子どもの意見になるかなと思ったりしています。</p> <p>それから、子どもの意見というのは多分文化で、文化というのはつくるのにすごい時間がかかるけれども、壊れるのは一瞬なので、これを育てていかなければいけないと思います。なので、ここで条例制定に行くかどうかというのは今後の課題ですけれども、仮に条例が制定されて、今後それに基づいて杉並区がいろいろな施策を展開するにしても、子どもたちが意見を言うカルチャーをつくって、子どもたちが意見を言う機会を十分につくっていくということを同時並行でやっていく必要があると思いますので、併せてこのワークショップを第1回にとどめず、徐々に広げつつできたらいいのではないかと考えている次第です。</p> <p>かつ、こういう審議会を始めると、大人がこういうこと聞きたい、ああいうこと聞きたいと、大人の都合で聞きに行くのですけれども、大人の都合で聞きに行っても子どもたちはあまりお話をしてくれなかったり、大人の都合に合わせてお話をしてくれたりするので、そういうことではなくて、子どもたちの都合で意見がいろいろ出ているところに、大人が「ちょっと聞かせて」と言えるような取組に育てていければと思っている次第です。</p> <p>なので、条例制定について皆さんどうお考えなのかということが1つと、それから、いずれにせよ子どもたちの意見を聞くBのワークショップを継続的に、取組をしたらどうかというその2つの点について、短い時間ですけれども、お話しできればと思います。</p> <p>一緒くたにご意見をお伺いできればと。もうあと15分ぐらいしかありませんので、どうぞご自由にご意見をお聞かせいただければと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
曾山委員	<p>今、杉並区の「子どもと子育て家庭の実態調査」をやっているところ、そこから子どもがどういうふう、「子どもの権利条約」を知っているのかなとか、そういうことを吸い上げるための施策としてアンケートというか、調査をしていらっしゃる場所もあるのではないかと考えているのですけれども、区ではこの実態調査の回収率はどのぐらいを見込んでいらっしゃるのかが気になっていました。</p> <p>というのも、私、実際に子育て家庭として、区から送られてきたこういった調査票はどのぐらいの人が回答しているのだろうと、すごく不思議でいるのです。回答率はすごく低いのではないかと考えていたところなんです。</p> <p>例えばですけれども、こういったところの回答率を上げるために、特に小学生や中学生、高校生、18歳までの子どもたちがいるところ</p>



	<p>もあって、区の教育委員会で、区立の学校に対して教育委員会からメールを配信しているような仕組みがあったと思います。そういったことを活用してリマインドするということが可能であれば、多少回答率、回収率が上がるのではないかと考えました。</p> <p>その回収率をちょっと上げられたら、もう少し子どもが興味を持ってくださるようなことにもなるのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>ご質問ありがとうございます。子どもを対象にした調査というわけではないですけれども、他のいわゆる区の調査等々で、過去にちょっと聞いたところでは、回収率は、おおむねというお答えにはなってしまうのですが、大体3割から4割と聞いたことがございます。</p> <p>今回の対象者は、無作為抽出で1万4,000名。例えば2割行くと2,800名、4割行くと倍と、過去の回収率に照らし合わせればそのぐらいになるのかなと思います。</p> <p>後半のご提案ですけれども、教育委員会とは意見聴取というところで連携はしていますので、そういった仕組み、手法が使えないかどうか、ご意見を頂きましたので改めて確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
野村会長	<p>こういうアンケートは大体2割ぐらい行けばいい感じですよ。なので、リマインダーを流すということはあってもいいかなと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。どうですか。条例等についても、ちょっとご意見を伺えればと思います。</p>
田村委員	<p>私、条例制定自体は賛成でございます。ただ、基本的な質問で大変恐縮なわけですけれども、基本的に条例自体は一度作成されたらそんなに変更されることはないと思っております、会長からご意見いただきましたような具体的な仕組みというところまでは、なかなか条例には盛り込めないのかなと思っております。</p> <p>そのような中で実効性ある仕組みというのをどのように、その仕組みに権限を持たせるといいますか、実効性あるものにしていくために何をすればいいのかというのが、条例制定以外にどんな方法があるのかというのがイメージできていないというところ。むしろそちらの仕組みのほうが重要ということでしたので、そちらをどのようにしていくかということは議論が必要なのかなと思いましたが1点。</p> <p>あともう1点は、区に質問なんですけれども、今、子どもの権利について知らない子が3割いる前提で、このアンケートを実施いただいていると思うんですけれども、先ほども小学校で、弁護士のお話があった上で実際に皆さんで意見交換をしたところ、すごく有益なご意見が挙がったということですので、何らかの形で子どもの権利についてご認識いただいた上でのアンケートというのも今後計画されているのかということをお伺いできればと思いました。</p>
子ども政策担当課長	<p>では、後半のほうにつきましてお答えさせていただきます。</p> <p>おっしゃるとおり、現状なかなか認知をされていないところでのアンケートというのは、そのとおりだと思っております。</p> <p>一方で、今後こういったデータにつきましては、継続して取っていったほうがいいだろうということも言われておりますので、今後例えば3年ないし5年とか間を空けて再度する際には、今、委員おっしゃったとおり、周知をした上で取り組むということも考えながら、今後についてはいろいろ検討を進めてまいりたいと思います。</p>
田村委員	<p>そうすると、次は条例が制定された後の実施になるということで、条例制定前の情報としては、3割の方が知らない上での意見で条例制定せ</p>

	<p>ざるを得ないということになると思うのですが、ご認識いただいた上での意見が条例に反映されない、その割合が低いというのは条例を考える上ではちょっと残念なのかなと思っています。この期間中にもう1回実施するというのは難しいのでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>正直に申し上げますと、当然ながら予算が必要ございまして、例えば補正予算という手法もあるにはあるのですが、同一年度に同様の調査をやるというのは、なかなか厳しかったりもするのです。</p> <p>ただ一方で、今、委員おっしゃったような趣旨は十分理解するところですので、その点につきましては今後に行き届かせる限り生かしていければとは思っております。</p>
野村会長	<p>前半のご意見、ご質問に対しての話ですが、条例か仕組みかではなくて、仕組みの根拠として条例が必要になってくるという意味です。</p> <p>行政というのは法律に基づいてやっているもので、単なる仕組みということになると先細ったりなんかしますけれども、条例で根拠づけることによってそれが継続的な仕組みとして動いていくことになるので、条例によって根拠づけるということはとても大事なことかなと思っています。</p> <p>「東京都子ども基本条例」という形で、あまり仕組みを根拠づけていないのですが、それでも条例をつくることによって、例えば子ども政策連携室というのをつくったのですが、条例ができたことによって60何人の人事異動をやって、1個の室をつくっているのですよね。それは多分条例がなければやらなかった、単なる政策レベルでやらなかったのだと思うのです。</p> <p>そういう意味では、いろいろなものを根拠づけていくことの役割が条例にはあるので、もちろん変えられないということの弊害もありますけれども、変えられないということは継続的にやっていくことのメリットもあるので、その仕組みを根拠づけていくことはとても大事な役割になるかなと思っています。</p>
増田委員	<p>私も条例制定には賛成ですし、それを前提に審議を進めていけたらいいなと思っております。</p> <p>理由の1つとしては、条例というものがあれば、例えばマイノリティの子どもたち向けの様々な施策をつくるに当たっても、区民の理解というものを得られやすいと考えております。</p> <p>また、川崎の例のようなことがあるのですが、コロナのときに様々な児童館ですとか子どもの居場所がクローズしてしまった中で、川崎だけは子どもの居場所をオープンし続けることができたという事実があります。その理由としては条例があって、国ですとか当時の政権の意向に振り回されることなく、子どもの最善の利益を一番に考えて、そういった施設を開け続けることができたということを読みました。</p> <p>なので、私はとしては条例制定というのは、そういった2つの意味からも必要だと考えております。</p>
野村会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>条例制定を念頭にというのは冒頭の区長からのお話でしたけれども、もう少し踏み込んで条例制定を進めていく形で、議論をしていくという形で進めていっても大丈夫ですかね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それと、ここは相対的に、独立に、子どもが意見を言える場をつくっていただくと。ここも、もちろん関与していくことになると思いますけれども、主として事務局レベルで子どものワークショップを第1</p>

	<p>回で終わらずに、今後も継続してやっていっていただいて、子どもが意見を言える雰囲気やカルチャーをつくって、そこを我々がコラボしていくという形が取ればいいのかと思っています。</p> <p>これはいかがですか。そういう形でよろしいですね。なので、皆さまにもいろいろな形でご参加いただいたりということがあるかもしれません。</p>
板垣委員	<p>区が主催するワークショップを継続するに当たり子どもたちへの告知を、もっと届くようにというか、参加者が増える方法をしてほしいなというのがありまして、杉並区は結構、学校の「まなびポケット」とか、あとPTAとかでも今オンライン化でかなりメールとかラインワークスで配信もできるので、そういった、十分告知して、たくさんのお子さんに知らせていただけたらと思います。</p>
野村会長	<p>あと、子どもたちは忙しいのであまり固定的に考える必要はなくて、どんどん増やしていけばいいと思うのです。今回のワークショップも多分最初は4～5名だったのが、結構職員に頑張ってもらって15名まで増えたということがあります。</p> <p>実はこのワークショップ、私も参加しているのです。安部芳絵さんという工学院大学の方にファシリテートしていただいたのですが、彼女とは何度もワークショップをやったことがあって、「参加してみない？」みたいなお話になって参加してきました。</p> <p>なので、子どもたちの前ではただの「のむさん」という形で参加しましたが、子どもたちからも、今日のこの会議、ひょっとしたら傍聴に来ておられるかもしれません。傍聴したいという意見があったり、あと「今後継続するか」と言ったら、「行きたい」という意向も結構聞いていますので、そこを核にして広げていけるという感触は得ている感じかなと思います。</p>
若松委員	<p>ぜひそういうところに参加したいという希望を出せば、そこに参加することは問題ないという理解で大丈夫ですね。ぜひ機会があれば、お声がけをいただければと思います。</p>
野村会長	<p>なので、いろいろなところで広報していただく必要があるかなと思います。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
岡野委員	<p>「区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組」のAのところ、7月20日に高円寺学園の9年生が「杉並区子ども基本条例案をつくろう」ということで意見交換をやっていると思うのですが、こちらの出来上がった基本条例案はどちらかホームページに出ているのですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>この取組の結果ですけれども、担当の先生とも協議をいたしまして、後日改めて審議会の委員の皆様方にはご提示させていただくということで確認を取っております。</p> <p>今回はあくまで授業の一環ということなので、それを前提にホームページにアップしていないのですが、教育委員会に確認したところ、当日の様子は9月1日に教育委員会のホームページに掲載すると聞いております。</p> <p>ちなみに、7月11日の桃井第五小学校については既に掲載済みです。詳細データについては改めてまたご提示をさせていただきたいと考えております。</p>
岡野委員	<p>ありがとうございます。</p>
野村会長	<p>ほかにはよろしいでしょうか。7時に始まって、ちょうど2時間ぐらい</p>

	のいい時間になっていると思いますが、最後に先ほどの「その他」です。子どもが参加しやすい時間帯にやったほうがいいのではないかと思ったということなのですけれども、10月7日、8日の午前中、皆さんいかがでしょうか。難しいという方はおられますか。あるいは、どちらかのほうがいいのか。
高木委員	連休ですので、7日の午前中のほうが。
曾山委員	予定がありまして、欠席させていただくことになるかと思っております。
野村会長	連休なので7日の午前中のほうがいいというお話が。
板垣委員	子どもが出席するためということだったのですけれども、この日に子どもが意見を述べに来るといった形なのでしょうか。
野村会長	そういうことではなくて、傍聴です。
板垣委員	傍聴に子どもが来れるようにと。分かりました。
野村会長	この時間だと、子どもが傍聴するのは結構難しい時間なので。
曾山委員	例えばですけれども、夕方の4時から6時とか、5時から7時とか、そのぐらいのお時間というのはいかがでしょう。
野村会長	それが好ましいですけれども、私がちょっと駄目なのです。すみません。私都合です。それはとてもいい。 第3回目以降、もう少し期間が空くので。今日突然9月、10月の予定になっているので、いろいろ入ってしまっているものですから、10月7日、8日の午前中としてしまったのですけれども。
佐野委員	7日はちょっと学校行事で。
谷村委員	8日はゆう杉並の縁日があると思うので、あまり来ないかもしれない。
野村会長	全員がそろうのはなかなか難しいかもしれませんので、検討させていただいて、その日はどうだというのは事務局に寄せていただいて、それで最もいいところを取りたいと思います。 第3回目以降、少し長期的なスケジュールを取る中で、先ほどもおっしゃられた午後の時間帯とか、うまく工夫できればと思います。 なので、改めて日にちのアンケートを取っていただいて、また日にちを確定できればと思います。
子ども政策担当課長	そこは事務局を通じて皆様方に改めてご確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。
野村会長	それでは、一応予定されていた議事は以上でしょうか。 私が閉じて大丈夫ですか。
子ども政策担当課長	はい。
野村会長	では、今日第1回目ということで……。
向井委員	情報の扱いについて確認したいのですけれども、まず本日頂いている資料等は知りたいとか読みたいという知人、友人に見せてもオーケーですか。
野村会長	私としては、全然差し支えないと思います。多分、これ情報公開請求されたら、全部出さなければいけないものなので。
向井委員	例えば次回の審議会の前に、今回のように事前に資料を頂く場合に、事前に審議会委員以外の方にその資料をお見せするのはいかがでしょうか。
野村会長	特にこれは取扱注意というもの以外はよいかと思えます。 要するに、こういう審議会というのは、ここで議論をすると同時に、

	これ自体が普及啓発、広報啓発にもなるので、いろいろな人に知っていただき、いろいろな議論をあちこちでやっていただく必要があると思うので、例えば非常に機微な情報であったりして、これは取扱いに注意してくださいというのはあるかもしれませんが、そうでなければむしろ出していただいてもいいように私は思います。よろしいですかね。
新藤副会長	本当に今日の情報はどれも有用で、見ていただくのが大事かなと思うのですが、ただ、当日資料が差し替わったりすることもあるので、事前に入手されたものをどなたかに見ていただく場合には、それは確定版ではなくて、最終的には区のホームページに出るものがきちんとした資料であるというところをご了解いただくというのが重要なのかなと思いました。
向井委員	あと個人的なブログですとか、旧ツイッター、エックスとかに審議会のことを上げるというのは。
曾山委員	私もそれはやらせていただこうと思っていて、広報のつもりもありまして、次第とこの名前とその看板とみたいな形だったら、あまり中身の問題ではないかなと思っていますので、皆さんもぜひ、なんていうところも考えたりもしていました。
高木委員	ちょっと1点。さっきの撮影に関わることですが、傍聴人からの写真撮影はオーケーというご認識は得たと思います。例えば私がよく集会とかに行きますと、個人的にばんばん撮っているのですが、私自身が写真をお撮りしても差し支えはないでしょうか。
野村会長	いいと思います。
高木委員	一応確認のため。ありがとうございました。
野村会長	ほかに大丈夫でしょうか。 そうしましたら、今日は第1回目ということで、初顔合わせということで、皆さん戸惑いもあったかと思いますが、なるべく風通しよくいろいろな意見が出るような運営にしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。 第2回目以降、またいろいろ考えて、計画的に進められようになりたいと思います。 今日はこれで終わりたいと思います。どうも皆様お疲れさまでした。